

うるま市告示第107号

うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月22日

うるま市長 中村 正人

### うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遊休農地の解消と農地の有効活用を目的として、遊休農地の再生利用の取組みに対し、予算の範囲内でうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金を交付することについて、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象農地)

第2条 補助金の交付対象となる農地（以下「対象農地」という。）は、うるま市内の土地で、第8条による補助金の交付申請時において、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であること。
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に規定する農地利用状況調査の結果、同法第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項若しくは農地法第3条の規定に基づき1年以内に所有権を移転し、又は5年以上の賃借権若しくは使用貸借による権利を設定した農地
- (4) 過去5年以内にこの告示又はうるま市地域耕作放棄地対策協議会耕作放棄地対策事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていない農地
- (5) 第3号に規定する権利を設定した農地の面積の合計が300平方メートル以上の農地

2 対象農地の面積は、前項第3号に規定する権利を設定した農地の面積を用いるものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再生利用事業
- (2) 水源対策事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第8条による補助金の交付申請時において、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 第2条第1項第3号の規定による農地を受けた者
- (2) 補助金の交付を受ける対象農地で、第13条の実績報告による補助事業完了の日から継続して5年以上営農する者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次に掲げる事項に該当するときは、補助対象者としな

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）が事業主であるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営していると認められるとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(補助対象経費、補助率及び上限額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は、別表のとおりとする。

2 次条の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費のうち事業の実施に要した経費の合計額に地区毎に定められた補助率を乗じた額と上限額を比較し、低い方の額とする。

(補助金の交付対象期間)

第7条 補助金の交付対象期間は、第9条第1項の規定する交付決定を受けた日から交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着手前までに遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業の着手)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた補助事業に着手後、速やかに遊休農地再生利用・水源対策事業着手報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、遊休農地再生利用・水源対策事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、これを審査し、補助金の変更が適当と認めるときは、補助金の変更承認を決定し、遊休農地再生利用・水源対策事業補助金変更(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止及び廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、遊休農地再生利用・水源対策事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、これを審査し、補助事業の中止(廃止)が適当と認めるときは、遊休農地再生利用・水源対策事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の

交付決定を受けた日の属する年度の3月31日(当該日がうるま市の休日を定める条例(平成17年うるま市条例第2号)第1条で定める市の休日の場合は、当該日前の開庁日)のいずれか早い日までに、遊休農地再生利用・水源対策事業実績報告書(様式第8号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、これを審査し、必要に応じて補助事業の現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、遊休農地再生利用・水源対策事業補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、遊休農地再生利用・水源対策事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合には、これを審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、規則第18条各号に規定する財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、取得財産等が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過した場合は、規則第18条に規定する市長の承認をするものとする。

3 規則第18条第2号の市長が定めるものは、価格が2万円以上の機械、器具及びその従物とする。

4 市長は、規則第18条に規定する承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、補助事業者が第3条に定める要件を満たさなくなったとき又は交付決定の条件若しくはこの告示に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(農地の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により整備した農地を、農作物等の耕作が継続できるように適正に管理しなければならない。

(指導監督)

第19条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(帳簿等の保存期間)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補足)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月22日から施行する。

別表 (第5条関係)

事業名	地区	補助率	上限額	補助対象経費
再生利用事業(樹木の伐採、抜根等の障害物の除去、深耕、客土、整地等)	津堅島以外	7/10	50万円	次に掲げる経費とする。 1 人件費(臨時的に雇用された者(アルバイト、パートタイム労働者等)に対する賃金) 2 需用費(消耗品、肥料代等) 3 工事請負費 4 委託料(草刈り後の草木などの処分代等) 5 使用料及び賃借料(重機又は機材のレンタル代等) 6 その他市長が必要とみとめる経費
	津堅島	8/10	60万円	
水源対策事業(水源確保の)	津堅島以外	7/10	25万円	次に掲げる経費とする。 1 人件費(臨時的に雇用された者(アルバイト、パートタイム
	津堅島	8/10	30万円	

設備の設置等)			円	労働者等) に対する賃金) 2 需用費 (消耗品等) 3 工事請負費 4 委託料 5 使用料及び賃借料 (重機又は機材のレンタル代等) 6 備品購入費 7 その他市長が必要とみとめる経費
---------	--	--	---	---

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付申請書

うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金の交付を受けたいので、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象農地の所在及び地番	
2 面積（㎡）	
3 補助事業	再生利用事業 ・ 水源対策事業
4 総事業費	円
5 補助金交付申請額	円
6 着手及び完了予定年月日	(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
7 その他特記事項	

(添付書類)

- 1 事業実施位置図
- 2 事業実施前の写真
- 3 5年以上の賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地であることが分かる書類
- 4 総事業費の内訳が分かる書類（事業執行に係る経費の見積書等）
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市長

印

遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付決定に付した条件
  - (1) この補助金は、補助事業以外に使用してはならない。
  - (2) 補助事業は適切に実施し、不正行為をしてはならない。
  - (3) この補助金については、市が調査を行い、報告を徴することがある。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

遊休農地再生利用・水源対策事業着手報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業について、下記のとおり着手したので、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき報告します。

記

1 着手年月日

2 完了予定年月日

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

遊休農地再生利用・水源対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金について、下記のとおり内容を変更したいので、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更内容

変更前の内容	変更後の内容

2 変更申請額 円

3 変更理由

4 関係書類

- ・遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し

様式第5号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市長

印

遊休農地再生利用・水源対策事業補助金変更（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金変更承認申請について、下記のとおり決定したので、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 決定区分 承認・不承認
- 2 決定理由
- 2 変更交付決定に付した条件
  - (1) この補助金は、補助事業目的以外に使用してはならない。
  - (2) 補助事業は適切に実施しの実施方法は適切に行い、不正行為をしてはならない。
  - (3) この補助金については、市が調査を行い、報告を徴することがある。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

遊休農地再生利用・水源対策事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業について、下記のとおり（中止・廃止）したいので、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 （中止・廃止）の時期
- 2 （中止・廃止）の理由
- 3 関係書類

様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市長

印

遊休農地再生利用・水源対策事業（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業（中止・廃止）について、下記のとおり決定したので、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 決定区分 承認・不承認
- 2 決定理由

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

遊休農地再生利用・水源対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業の実績について、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助対象農地の所在及び地番	
2 面積 (㎡)	
3 補助事業	再生利用事業 ・ 水源対策事業
4 総事業費	円
5 補助金交付申請額	円
6 着手及び完了予定年月日	(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
7 その他特記事項	

(添付書類)

- 1 事業実施後の写真
- 2 事業の費用及び実績が分かる書類（事業執行に係る経費の領収書等）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

うるま市長

印

遊休農地再生利用・水源対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業の補助金の額については、下記のとおり確定したので、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、通知します。

記

補助金確定額

円

様式第10号（第15条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

遊休農地再生利用・水源対策事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあったうるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金について、うるま市遊休農地再生利用・水源対策事業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関		支店名	
種 別	普通 当座	口座番号	
口座名義	(フリガナ) -----		

3 添付書類

- ・振込先口座が申請者の口座と証明できるもの（通帳の写し等）